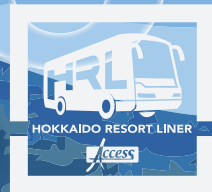


北海道リゾートライナー

Summer 2025 Shuttle Bus Service



運行期間

2025年 2025年
7月25日(金)～8月31日(日)

旅行代金(片道)

新千歳空港⇄ニセコ **3,500円** (大人・小人同額)

札幌市内⇄ニセコ **3,500円** (大人・小人同額)

[大人]12歳以上 [小人]3歳以上～11歳以下
[乳幼児]2歳以下 ※無料・座席なし

最小催行人数・定員

ご利用日9日前まで **1名～定員なし**

ご利用日8日前以降

9日前までのご予約人数に応じて車両タイプ・定員が決まります。催行が決定し、空席がある便に関しましては前日17:30までHPよりご予約可能です。

※9日前の時点で予約者0名の便は運休となります。

◎添乗員なし バスガイドなし

札幌市内⇒ニセコ

乗車

ニューオータニイン札幌	09:00
ホテルWBF札幌中央	09:05
メルキュールホテル札幌	09:15

降車

HANAZONO308	11:25
ヒラフ第一駐車場	11:45

新千歳空港⇒ニセコ

乗車

	101便	103便
新千歳空港(国内線)	11:00	14:00

降車

ヒラフ第一駐車場	13:25	16:25
ノーザンリゾート・アンヌプリ	13:45	—
ホテル甘露の森	13:55	—
ニセコグランドホテル	14:00	—

ニセコ⇒札幌市内

乗車

HANAZONO308	17:15
ヒラフ第一駐車場	17:35

降車

メルキュールホテル札幌	19:45
ホテルWBF札幌中央	—
ニューオータニイン札幌	20:05

※降車は順不同です。

ニセコ⇒新千歳空港

乗車

	102便	104便
ニセコグランドホテル	—	13:40
ホテル甘露の森	—	13:45
ノーザンリゾート・アンヌプリ	—	13:55
ヒラフ第一駐車場	07:45	14:15

降車

新千歳空港(国内線)	10:10	16:40
新千歳空港(国際線)	10:15	16:45

お申込み

前日(17:30)まで



TEL **011-219-4411**

営業時間9:00～18:00 年中無休

お申込みからご出発まで

- ①前日17時30分までにWEB又はお電話にてお申し込みください。
ご利用日9日前までのお申込みにつきましては、1名様からお申込みが可能です(1名催行)
ご利用日8日前以降～1日前17:30までは、催行が決定し空席があるものについてのみお申込みが可能となっております。
- ②ご旅行代金のお支払いについて
【電話からのお申込み】
◆クレジットカード決済 :自動音声サービスの音声案内に従ってカード情報をご入力頂きます。
◆銀行振込 :利用日9日前までに以下の弊社指定銀行に旅行代金をお振込ください。※振込手数料はお客様のご負担となります。
振込先銀行 リソナ銀行 札幌支店 普通 1522740 北海道アクセスネットワーク㈱
- 【インターネットからのお申込み】
◆各種クレジットカード決済
◆コンビニエンスストア決済
※決済期限はご予約から3日間となり決済期限を過ぎた場合、お手元の決済番号はご利用いただけなくなります。
※コンビニエンスストア決済はご乗車日の4日前までご利用可能です(セブンイレブン決済のみご乗車日の8日前まで)。
それ以降のお申込みについてはクレジットカード決済のみご利用いただけます。
- ③ご出発当日は事前にお申込み頂いた集合場所に出発の10分前(新千歳空港は15分前)までにお越しください。
集合場所は弊社ホームページにてご確認ください。
※当日緊急連絡先 011-219-4411(朝7:30～18:00まで)
※お客様の安全と法令遵守の為、バス走行中は常にシートベルトの着用をお願いします。

【集合場所一覧】



※ご乗車の前に必ず集合場所をご確認ください。

旅行条件書(抜粋)

この書面は、旅行業法第12条4による取引条件説明書面及び旅行契約が締結された場合は同法12条5により交付する契約書面の一部になります。

この旅行は、北海道アクセスネットワーク株式会社(以下「当社」という)が旅行を企画して実施するものであり、お客様は当社と企画旅行契約(以下「契約」という)を締結することになります。

1.旅行のお申込みと契約成立

- (1)所定の旅行申込書に所定事項を記入の上、次に定める申込金を添えてお申し込みいただけます。
申込金は旅行代金又は取消料もしくは違約料の一部または全部として取り扱います。
※残金は出発日より起算して14日前までに同一窓口へお支払いください。
※13日目にあたる日以降にお申込みの場合は、当社が指定する期日までにお支払いいただけます。

旅行代金	3万円未満	6万円未満	10万円未満	10万円以上
申込金(お一人様)	6,000円	12,000円	20,000円	30,000円

- (2)特に注釈のない限り参加されるお客様のうち旅行開始日に満12歳以上の方は大人料金、満3歳以上12歳未満の方は子供料金となります。但し、乳幼児の方でも座席、宿泊、食事などを希望される場合は子供料金の旅行代金が適応となります。また、子供料金の明記がない場合は大人と同額になります。

- (3)電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。

- (4)旅行契約は当社の証人と上記申込金のお支払いと申込書の提出を以て成立となります。

2.旅行代金に含まれるもの、含まれないもの

当パンフレットに明示した交通費、宿泊費、食事代等及びその消費税等諸税相当額が含まれています。これらの諸費用はお客様のご都合により一部利用されない場合でも払い戻しはいたしません。行程に含まれない交通費、飲食費及び個人的性質の諸費用等は含まれません。

3.最小催行人員

大人1名様

4.旅行内容・旅行代金の変更

- (1)当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することがあります。

- (2)著しい経済情勢の変更により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。
この場合の旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします

5.お客様からの旅行契約の解除

お客様は次の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社らの営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

取消日	旅行開始日の前日からさかのぼって7日～2日前	旅行開始日の前日	旅行開始日当日(旅行開始前)	旅行開始後の解除・無連絡不参加
取消料率	30%	40%	50%	100%

※お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また申込人数から一部の人数を取消される場合も上記取消料の対象となります。

6.お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出して頂きます。
この際、交替に要する手数料として所定の金額を頂きます。(既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります)。また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

7.当社からの旅行契約の解除及び催行の中止

- (1)当社は次に掲げる場合において旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
①申込人数が最少催行人員に満たない時は、旅行の催行を中止します。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日帰り旅行にあっては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前までにご旅行を中止する旨を通知します。
②お客様が当社にあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
③お客様が病氣その他の自由により当該旅行にたえられないと認めるとき。
④お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認めるとき。
(2)集合時刻を過ぎてても集合場所にお越しにならないときは旅行契約を解除することができます。この場合権利放棄とみなし払い戻しをいたしません。

8.当社の責任及び免責事項

- (1)当社は旅行契約の履行に当たって、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときはその損害を賠償する責に任じます。ただし損害発生日から2年以内に当社に対して通知があった場合に限りま。
- (2)手荷物について生じた(1)の損害については、同項の規定にかかわらず損害発生日から15日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1人15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償します。
- (3)お客様が次に例示するような自由により損害を被られたときは上記の責任を負うものではありません。
①天災地変、戦乱、暴動又はこれらの為を生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
②運送・宿泊機関の事故もしくは火災又はこれらの為を生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
③官公署の命令又は伝染病による隔離
④自由行動中の事故
⑤食中毒
⑥盗難
⑦運送機関の遅延、不通又はこれらの為を生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

9.お客様の責任

- (1)お客様の故意又は過失により当社が被害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- (2)お客様は当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3)お客様は旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

10.旅程保証

- (1)旅行契約内容に次のような重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額の変更保証金を支払います。ただし1企画旅行につき合計15%を上限とし、また保証金の額が1000円未満のときはお支払いしません。
①旅行開始日又は旅行終了日
②入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行目的地
③運送機関の等級又は設備のより低い料金への変更
④運送機関の種類又は会社名
⑤宿泊機関の種類又は名称
⑥宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件
⑦前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項
- (2)ただし次の場合、当社は変更保証金を支払いません。
①次に掲げる事由による変更の場合(ただし、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます)。ア.旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変、イ.戦乱、ウ.暴動、エ.官公署の命令、オ.欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、カ.遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供、キ.旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置
②契約内容の旅行サービスを受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスを受けることができた場合
- (3)当社はお客様の同意を得て、金銭による変更保証金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値ある物品又は旅行サービスの提供をもって保証を行うことがあります。

11.特別補償

当社は特別補償規定の定めるところにより、お客様が旅行中にその身体又は荷物に被られた一定の損害について、保証金及び見舞金を支払います。ただし、その損害が疾病、お客様の故意、酒酔い運転又は危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金をお支払いいたしません。

12.基準期日

この旅行条件は令和7年7月22日現在を基準としています。また旅行代金は令和7年7月22日現在有効な運賃規則を基準にしています。

北海道知事登録旅行業第2-485号

★国内旅行業取扱管理者 長谷川直樹

一般社団法人全国旅行業協会会員

※旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所の責任者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたらご遠慮なく下記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。

旅行企画・実施

ACCESS 北海道アクセスネットワーク株式会社

011-219-4411

受付時間 9:00～18:00 年中無休

〒060-0042 札幌市中央区大通西6丁目10-11 北都ビル

<https://www.access-n.jp/>